

せ い か つ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは生活保護の制度や手続きについて、わかりやすく書いたものです。
わからないことや、生活にお困りの方は、お気軽に市役所 1 階 9 番窓口
(社会福祉課) でご相談ください。また、電話によるお問い合わせも可能です。
なお、お聞きした内容についての秘密は守ります。



なんじょう し ふく し じ む し ょ
南城市福祉事務所

なんじょう し やく し ょ し ゃ か い ふ く し か
(南城市役所 社会福祉課)

〒901-1495 なんじょうし さしき あざしんざと ばんち
南城市佐敷字新里1870番地

でんわ
電話 (098) 917-5334
FAX (098) 917-5427

せいかつほご 1 生活保護について

・生活保護とは

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護は就労や年金などで収入がある人でも、土地や家屋などの資産がある人でも、法律で定めた要件を満たせば誰でも平等に受けることができます。

・生活保護制度の目的

生活保護制度は、単に生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障することだけではなく、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としています。

※自立とは、就労による経済的自立のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行う日常生活自立や、社会的なつながりを回復・維持する社会生活自立も含んでいます。



2 生活保護を利用する手続きの流れ

生活に困ったときは、お気軽に南城市福祉事務所にご相談ください。

専門の面接相談員が生活保護の利用だけでなく、問題の解決に向けた

案内やお手伝いをします。



生活保護を利用する手続きの流れは、次のとおりです。

① 事前の相談



福祉事務所の窓口にご相談し、生活保護制度の説明などを受けます。

② 申請



生活保護を受けるための「生活保護申請書」などを提出します。

③ 調査・審査



福祉事務所が生活状況や資産状況などを調査し、保護が受けられるかどうか審査します。

④ 結果通知



調査と審査がおわると、生活保護を受けられるかどうかの決定が通知されます。

⑤ 受給開始



生活保護を受けることが決定したら、毎月の支給が始まります。

⑥ 開始後のフォロー

福祉事務所の担当者（ケースワーカー）による訪問調査や就労に向けた助言・指導などが行われます。

① 事前の相談

生活に困ったときや、生活保護を利用したいときは、お気軽に福祉事務所に相談してください。電話での相談もできます。

面接相談員が相談者の困っている状況や生活状況をお聞きして、生活保護制度の説明や利用できる他の制度について案内します。

お聞きした相談内容の秘密は守ります。

② 申請

生活保護を利用するには、ご本人の意志による申請が必要です。生活保護を申請する意志がある方はどなたでも申請できます。事情によりご本人が申請することができないときは、親族などが申請することもできます。福祉事務所で申請書類を受け取り、記入して福祉事務所に提出してください。書類の書きかたや必要な書類は面接相談員が案内します。

なお、申請により調査に必要な書類や収入状況、資産状況を確認できる資料などの提出を求めることがあります。

※明らかに急迫した状況にあるときは、ご本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権（職員の権限）で生活保護を開始する場合があります。



③ 調査・審査

(1) 調査

申請のあとは生活保護が受けられるかどうか審査するため、さまざまな調査を行います。

・家庭の訪問

福祉事務所の担当者（ケースワーカー）が申請した方の家庭を訪問し、これまでの生活状況、現在の生活状況（世帯全員の健康、収入、資産）や親族の状況などを聞きとり調査します。

・資産の活用

銀行、生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、有価証券、高価な貴金属などで、売却や活用できる資産がある場合は、処分して世帯の生活費に充てていただくこともあります。

ただし、次の場合は資産の保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。



資産の種類	資産の保有が認められる場合
不動産（土地、家屋）	世帯が住むための不動産は原則保有が認められます。
生命保険	解約返戻金が少額で毎月の保険料額が低額であれば保有が認められる場合があります。
学資保険	申請時の解約返戻金が50万円以下であれば保有が認められる場合があります。
自動車	通勤用自動車、障害者の通院などに必要な自動車、半年以内に働いて自立する可能性がある場合などには例外的に保有が認められる場合があります。
原動機付自転車（125cc以下）	最低生活維持に活用、自賠責保険と任意保険への加入などの要件を満たせば原則保有が認められます。

・働く能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は働く努力をする）必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

また、生活保護の開始が決まったら、働くための就労支援や職業訓練などを受けることができます。

・ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、健康保険、雇用保険、恩給、労災などほかの社会保障制度を利用できる場合は、それらを優先して受ける必要があります。

・扶養義務者の援助

親、子ども、兄弟姉妹などの親族（扶養義務者）から扶養、仕送りなどの援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して援助を受けてください。

なお、親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものであり、援助可能な親族がいるだけで、生活保護を受けられなくなることはありません。

また、福祉事務所から親族に扶養照会を行います。70歳以上の高齢者や10年以上音信不通の方、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は、扶養照会を見合わせますので事前にご相談ください。

（2）審査

さまざまな調査を行ったあと、生活保護が受けられるかどうか審査を行います。生活保護は原則として「個人単位」ではなく「世帯単位」で行われます。審査にあたっては、世帯の「最低生活費」と世帯の「収入」を比較して判定します。

・最低生活費

基準となる最低生活費は「世帯構成（人数や年齢）」や、お住まいの「地域」などによって異なります。また、世帯の状況によって、障害者加算、児童養育加算、

母子加算などの各種加算が追加されます。

・収入

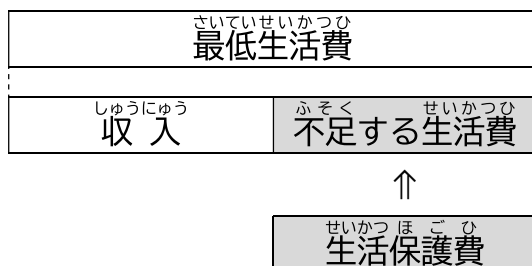
働いて得た収入、年金や各種手当など他の制度から支給される金銭、親族からの仕送りなど、世帯全員の収入の合計。

ただし、収入の種類によっては収入として認定されないもの、必要経費などの控除が認められるものがあります。

下の図のように、世帯の「最低生活費」に対して世帯の「収入」が不足する場合は生活保護を受けることができます。この場合、不足する生活費を生活保護費で補います。世帯の「収入」が世帯の「最低生活費」を超える場合は、生活保護を受けることができません。

※生活保護費は、収入や世帯の状況によって変動するため、常に一定の金額とは限りません。

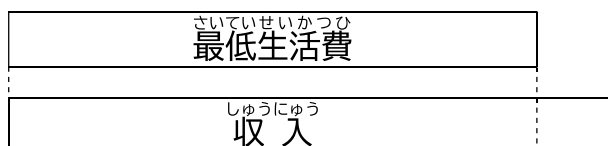
◆ 生活保護が受けられる場合（開始）



最低生活費に対し収入が不足するため、生活保護が受けられます。

不足する生活費を生活保護費で補います。

◆ 生活保護が受けられない場合（却下）



収入が最低生活費を超えるため、生活保護が受けられません。

④ 結果通知

審査の結果、生活保護を受けられるか（開始）、受けられないか（却下）を決定し、決定の理由が書かれた決定通知書でお知らせします。

この通知は申請した日から原則として14日以内（特別な理由で調査に日時を必要とする場合には30日以内）に行うことが決められています。



■ ■ 不服申し立て（審査請求） ■ ■

保護の決定（開始、却下、変更、停止、廃止）の内容に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、沖縄県知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

⑤ 受給開始

(1) 生活保護の種類

生活保護を受けることが決定したら、世帯の必要に応じて保護費が支給されます。生活保護には次の8種類の扶助があります。

① 生活扶助

衣食や光熱費などの日常生活に必要な費用で、個人的費用と世帯共通費用に分類された基準額が支給されます。また、世帯の状況によって、障害者加算、児童養育加算、母子加算などの各種加算が追加されます。



② 住宅扶助

賃貸アパートの家賃、地代、引越し、住宅の補修などの費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。

※福祉事務所が家賃を家主などに直接支払う方法（代理納付）もあります。

③ 教育扶助

教材費や給食費など義務教育に必要な費用で、定められた基準額が支給されます。



④ 医療扶助

指定医療機関で受診することが原則で、全額現物支給となり自己負担はありません（※）。また、治療材料や施術などで支給可能な場合もあります。



⑤ 介護扶助

介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む）を利用する費用。現物支給となり自己負担はありません（※）。

⑥ 出産扶助

出産時に病院などでかかる出産費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。



⑦ 生業扶助

高等学校などに就学するための費用や就労に必要な技能などを修得する費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。

⑧ 葬祭扶助

世帯の人が亡くなったときなどの葬祭費用で、定められた範囲内で実費が支給されます。

（※）保険対象外のものは自己負担となります。

これらの8種類の扶助のほかに、一時的な必要に応じるために、次のような一時扶助があります。

- ・被服費、家具什器費、移送費、入学準備金など

ただし、支給には一定の条件がありますので事前に地区担当員に相談してください。

(2) 保護費の支給方法

① 毎月の保護費

毎月の保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日にあたる場合は、その直前の平日）に指定した口座へ振り込みます。ただし、初回の保護費の支給や口座が無い場合などは福祉事務所の窓口で支給します。

また、台風等により市役所の業務運営が停止するときは、窓口での保護費の支給は翌日以降になることがありますので注意してください。

毎月の家賃（住宅扶助）もその月の保護費として振り込みます。（例）3月分家賃（住宅扶助）は3月5日に保護費として振り込みます。

② 臨時の保護費

アパートの契約更新料や家屋の修繕費など、臨時で必要となる一時的な保護費については、翌月分の保護費と併せて支給するか、臨時的に支給することもできます。

⑥ 開始後のフォロー

生活保護が開始されると、地区担当員（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問し、あなたの家庭の生活状況や健康状態などについてうかがい、いろいろな相談に応じ支援していきます。

地区担当員は、生活保護を受ける方の困っていることへの解決や自立を目指すための助言や支援を行う福祉事務所の職員です。生活をするうえで困ったことや分からないことがあるときは、遠慮なく地区担当員へご相談ください。お仕事のことや進学のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の支援員もいます。

相談内容の秘密は守りますので、安心してご相談ください。



3 生活保護を受ける方の権利と義務

生活保護を受ける方（被保護者）には特別の権利が与えられている一方、義務も課せられています。その権利と義務については、生活保護法に次のように定められています。

(1) 生活保護を受ける方の権利

① 不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由がない限り、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。

② 公課禁止（法第57条）

受給された保護金品を標準として租税やその他の公課を課せられることはありません。

③ 差押禁止（法第58条）

被保護者は、既に給与を受けた保護金品またはこれを受ける権利について、差し押さえの対象とはなりません。

(2) 生活保護を受ける方の義務

① 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利は、他者に譲り渡すことができません。

② 生活上の義務（法第60条）

能力に応じて勤労に励んだり支出の節約を図るなどして、生活の維持・向上に努めなければなりません。

③ 届出の義務（法第61条）

収入や支出など、生計の状況に変動があったとき、あるいは居住地または世帯構成に変更があったときは、速やかに福祉事務所へ届け出なければなりません。

④ 指示等に従う義務（法第62条）

福祉事務所が、被保護者に対して生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示を行った場合（法第27条）や、適切な理由により救護施設等への入所を促した場合（法第30条第1項ただし書き）は、これらに従わなければなりません。

⑤ 費用返還義務（法第63条）

緊急性を要するなど、本来生活費に使える資力があっても関わらず保護を受けた場合は、その金品に相当する金額の範囲内において定められた金額を返還

しなければなりません。これは主に、支給されるまでに時間がかかる年金などが該当します。

(3) 減額・免除されるもの

保護を受けている間は、届け出ることで減額または免除を受けることができる場合がありますので、地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

- ・NHK放送受信料
- ・国民年金保険料
- ・固定資産税
- ・保育園の保育料

(4) 届け出、申告が必要なもの

生活状況に変化があったときや収入があったときは、保護費を調整する必要がありますので、必ず地区担当員（ケースワーカー）に報告してください。

① 世帯状況に変化があったとき

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があったとき
（出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得、喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃、地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

② 収入に変化があったとき（※どのような収入でも申告が必要です。）

- ・毎月の給与を受け取ったとき、賞与収入があったとき
（高校生などのアルバイト収入も含みます）
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）により過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- ・見舞金、慰謝料などの臨時収入があったとき
- ・借金やローンでお金を借りたとき

※収入申告を正しく行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者（20歳未満の者）が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

（控除：収入を得るために必要な経費として、その収入から差し引くこと）
 ※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

◆ 収入から必要経費などが控除されたときの生活保護費

最低生活費		【控除なし】
収入	生活保護費	
収入	控除	↓ 【控除あり】 収入から必要経費が控除されると支給される生活保護費が増えます。
	生活保護費	

③ 資産に変化があったとき

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。
 相続による資産の取得、生命保険の新規加入、新たな口座の開設など、または、資産（預貯金、生命保険、自動車、土地家屋、貴金属、有価証券など）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

（５）保護費の返還と費用徴収

① 費用返還義務（法第63条）

正当な理由で保護を受けたときは、保護費を返す必要はありませんが、急迫の場合などにおいて資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき、すでに支給された保護費の範囲内で福祉事務所の定める額を返還しなければなりません。

・年金や手当などをさかのぼって受給したとき

- ・生命保険の給付金や解約返戻金を受け取ったとき
- ・不動産（土地、建物）などを売却したとき
- ・交通事故などの損害賠償金を受け取ったとき

② 費用等の徴収（法第78条）

事実と違う申請や不正な手段により保護を受けた場合は、支給した保護費の全額または一部を徴収します。

また、不正な手段で保護を受けた場合は、懲役または罰金などの処罰を受けることがあります。



4 病院などを受診するときは

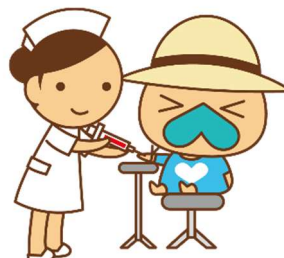
- ・病院などを受診するときは、事前に「傷病届」の提出が必要です。印鑑を持参して福祉事務所の窓口で申請してください。

「診療依頼書」または「医療券」をお渡しします（原則として、生活保護法による指定医療機関以外での受診はできません。診療依頼書または医療券は、月単位で医療機関ごとに提出する必要があります。月が替わって受診するときも診療依頼書または医療券が必要です。）。診療依頼書、医療券を使用しなかった場合は福祉事務所に返却してください。

- ・休日や夜間の急病などで病院を受診するときは、病院に事情を説明して受診し、後日、福祉事務所に必ず連絡してください。

- ・治療材料（コルセット、眼鏡など）、施術（はり、きゅう、マッサージなど）、移送費（バス、タクシー、介護タクシーなど）が必要な場合は事前に地区担当員に相談してください。

- ・社会保険の「保険証」は生活保護受給中も使用できます。受診する医療機関には「保険証」と「診療依頼書（または医療券）」を一緒に提出してください。社会保険に加入したときは必ず地区担当員に連絡してください。



- ・第三者行為（交通事故、暴力行為など）の被害にあつて病院などを受診する場合は、必ず地区担当員に連絡してください。

※医療を受けるときに、その費用の一部を負担するよう決定を受けた場合は、必ずその負担額を病院などに支払ってください。

■ ■ 注意していただきたいこと ■ ■

- ・生活保護を受けている間は国民健康保険、後期高齢者医療制度の「保険証」は使えませんので、市役所に返してください。
- ・同じ病気で複数の病院に通う「重複受診」や、同じ症状で必要以上に病院に通う「頻回受診」は福祉事務所から指導があります。
- ・生活保護を受けている間は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則です。医師が先発医薬品の使用が必要だと判断した場合以外は後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。
- ・健康状態を確認するために1年に1度、集団健診または特定健診を必ず受けてください。



5 介護サービスを受けるときは

介護保険法に基づく介護サービスの利用により生活の向上を図ることができる場合は、事前に地区担当員かケアマネージャーに相談し、適切な介護サービスを利用して生活の向上に努めてください。介護サービスの費用は原則として、9割は介護保険、1割は生活保護が負担することになります。

次のような場合には、要介護度の認定審査が必要となったり、ケアマネージャーに「ケアプラン（居宅介護支援計画）」を作成してもらう必要がありますので、事前に地区担当員に相談してください。相談がなかった場合は、介護サービスにかかる費用を支給できないことがありますので、ご注意ください。

- ・新たに介護サービスを受けようとするとき
- ・介護サービスやケアプランの内容を変更しようとするとき
- ・介護サービスの提供を受ける事業所を変更しようとするとき

※介護サービスを受けるときに、その費用の一部を負担するよう決定を受けた場合は、必ずその負担額を事業所などに支払ってください。



6 相談・援助を行う関係機関

● 浦添年金事務所 でんわ 電話：877-0343

こくみん こうせいねんきん ろうれい しょうがい けんこうほけん しょうびようてあてとう そうだん
国民・厚生年金（老齢・障害）、健康保険（傷病手当等）の相談

ばしよ うらそえしうちま
場所：浦添市内間3-3-25

● ハローワーク（那覇公共職業安定所） でんわ 電話：866-8609

しゅうしょくそうだん こようほけんとう そうだんてつづ
就職相談、雇用保険等の相談手続き

ばしよ なはし ちようめ ばん ごう
場所：那覇市おもろまち1丁目3番25号

● 法テラス でんわ 電話：050-3383-5533

いっばんそうだん りこん そうぞく そんがいばいしょう きんせん ふどうさんとう みんじぜんぱん
一般相談（離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産等の民事全般）および

しょうひしゃそうだん ろうどうそうだん
消費者相談・労働相談

ばしよ なはし そべ なは かい
場所：那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3階

● 県中央児童相談所 でんわ 電話：866-2900

けんちゅうおうじどうそうだんしよ
児童の福祉や健全育成に関するすべての相談

ばしよ なはし しゅりいしみなちよう
場所：那覇市首里石嶺町4-404-2

● 沖縄県女性相談所 でんわ 電話：854-1172

にちじょうせいかつじょうなん もんだい じよし ひろ そうだん おう いっしょ もんだいかいけつ
日常生活上何らかの問題がある女子について広く相談に応じ、一緒に問題解決に
つとめ しょうだんまどぐち
努めてくれる相談窓口

● 南城市消費生活相談 でんわ 電話：917-5318

しょうひしゃもんだい かん さまざま もんだい たい そうだん
消費者問題に関する様々な問題に対する相談

ばしよ なんじょうしやくしよ せいかつかんきょうか
場所：南城市役所 生活環境課

● 南城市社会福祉協議会 でんわ 電話：917-5692

しゃかいふくし かん かつどう そうだんおよ せいかつふくし しきんかしつけとう
社会福祉に関する活動や相談及び生活福祉資金貸付等

ばしよ なんじょうしやくしきあざしんざと ばんち
場所：南城市佐敷字新里1870番地

● 南城市地域活動支援センター 野の花 でんわ 電話：880-0576

なんじょうし ちいき かつどう しえん の はな
南城市民で障がいのある方が安心して地域で生活していけるようお手伝いする
きかん
機関

ばしよ なんじょうしおおざとあざな かま ばんち
場所：南城市大里字仲間1124番地1

メモ

